

別記

様式第1号(第5条第2項関係)

草津市受診料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市長 宛

_____年____月____日

草津市健康診査受診料徴収規則第5条第2項の規定により、受診料を免除されるよう下記のとおり申請します。
なお、草津市健康診査受診料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(受診者)
〒525-00
住 所 草津市
氏 名
生年月日 ^{M・T}/_{S・H} 年 月 日 (満 歳)
電話番号 - -

記

1. 免除を希望する健康診査〔個別・集団いずれか一方のみ〕

Table with 4 columns: 希望項目, 健康診査の種類(免除申請対象年齢), 受診料, 前回受診日, 受診時期. Rows include items like 代謝予防健康診査, 肝炎ウイルス検診, 肺がん・結核検診, etc.

2. 免除理由 ① 生活保護法により保護を受けている世帯

② 市民税の非課税世帯または免除世帯

代理人または成年後见人 氏名 (続柄)

電話番号

【確認事項(免除理由②の場合)】

- 1) 令和 年1月1日時点、草津市で住民基本台帳登録をされていますか？ (はい・いいえ)
2) 令和 年度の市民税課税状況(令和 年1月1日時点)で、同世帯の方 全員が免除対象になっていますか？ (はい・いいえ)
3) 草津市税務課にて市民税の申告を済ませていますか？ (はい 年 月 ・いいえ)

Table with 2 columns: 現住所以外の住所に送付を希望する場合, 住所/氏名/理由 and 本人/代理人確認事項.

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条第3項関係）

様

草津市長

年度 草津市受診料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、次のとおり決定しましたので、
草津市健康診査受診料徴収規則第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める。〔個別・集団いずれか一方のみ〕

免除項目	健康診査の種類（免除申請対象年齢）		免除額	受診日	実施期間
メタボ 予防 健康 診査	ブレ特定健康診査(19～39歳)		(個別) 1,900円 (集団) 1,400円	年 月 日	年 月 ┆ 年 月
	生活保護受給者健康診査(40歳以上) (保険加入者は除く)		1,900円		
	浄化センター健康診査(19～64歳)				
肝炎ウイルス検診(40～64歳) クーポン対象 <input type="checkbox"/>			(個別) 1,000円 (集団) 600円	年 月 日 ※受診は1回のみです	年 月 ┆ 年 月
肺がん・結核検診(40～64歳)			(個別) 700円 (喀痰検査が必要な人は、 合計1,500円) (集団) 400円 (喀痰検査が必要な人は、 合計700円)	年 月 日	
大腸がん検診(40～69歳)			(個別) 500円 (集団) 300円	年 月 日	
胃がん検診(50～69歳) 〔胃内視鏡もしくはバリウム検査 いずれかのみ〕	胃内視鏡		3,100円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月 ┆ 年 月
	胃部エック クス線		(個別) 2,300円 (集団) 1,700円		
子宮頸がん検診(20～69歳) クーポン対象 <input type="checkbox"/>			(個別) 1,500円 (集団) 1,400円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月 ┆ 年 月
乳がん検診 クーポン対象 <input type="checkbox"/>	40歳～49歳		(個別) 1,900円 (集団) 1,300円	年 月 日 ※受診は2年度に1回です	年 月 ┆ 年 月
	50歳～69歳		(個別) 1,400円 (集団) 1,200円		
節目歯科健康診査(40・50・60歳)			1,000円	年 月 日	年 月～ 年 月
妊婦歯科健康診査			1,000円	年 月 日	年 月～ 年 月

この用紙を、上記の免除可とした健(検)診受診時に持参し提示してください。最後に受診した健(検)診の受診先で提出してください。

この免除決定は、各事業の実施期間のみ有効です。

2. 免除を認めない。

(理由)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市健康
診査受診料徴収規則の様式による用紙は、当分の
間、所要の調整を加えて、これを使用することがで
きる。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第14号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部
を次のように改正する。

第42条に次の1項を加える。

6 条例付則第7条の3第13項に規定する申告書は、
別記様式第66号の6によるものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

別記様式第66号の5を次のように改める。

様式第66号の5（第42条第5項関係）

マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

草津市長 宛

申告者（納税義務者）
住所
氏名または名称
電話番号
個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第12項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市		
家屋番号			
家屋の種類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家屋の階数	地上	階	地下 階
家屋の床面積	1階	㎡	1階以外 ㎡ 合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
当該工事が完了した年月日	年 月 日		
※当該工事が完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の種類について、該当するものを○で囲む。

別記様式第66号の5の次に次の1様式を加える。

様式第66号の6（第42条第6項関係）

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

草津市長 宛

申告者（納税義務者）
住所
氏名または名称
電話番号
個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第13項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地	草津市		
家屋番号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他
家屋の種類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家屋の階数	地上	階	地下 階
家屋の床面積	1階	㎡	1階以外 ㎡ 合計 ㎡
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円
※耐震改修完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市立幼保連携型認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第15号

草津市立幼保連携型認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則

(草津市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成27年草津市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第4項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第5条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則の一部改正)

第2条 草津市立幼保連携型認定こども園および草津市立保育所における預かり保育および延長保育の実施に関する規則(平成27年草津市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部改正)

第3条 草津市教育・保育の給付認定に関する規則(平成26年草津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第2号・第3号」を「第19条第2号・第3号」に改める。

別記様式第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

別記様式第2号中「第19条第1項第2号・第3号」を「第19条第2号・第3号」に改める。

(草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部改正)

第4条 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則(平成27年草津市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号および第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第5条第1号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第7条第2項第1号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部改正)

第5条 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則(平成27年草津市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19

条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第16号

草津市個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第2条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示は、市長が指定する日時および場所において行うものとする。

2 前項の場合において保有個人情報が記録されていた市政情報を閲覧、視聴または聴取する者は、当該市政情報を改ざんし、汚損し、または破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、または違反するおそれのある者がいるときは、その者に対し、職員をして、当該市政情報の閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第3条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記

録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次の各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、または映写したものの閲覧、視聴または聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧または交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書により草津市指定金融機関、草津市指定代理金融機関または草津市収納代理金融機関に納付するものとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の保護に関する文書の様式)

第5条 次の表の左欄に掲げる法および令の規定に基づく同表の中欄に掲げる文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

法第75条	個人情報ファイル簿	様式第1号
法第77条第1項	保有個人情報開示請求書	様式第2号
法第82条第1項	保有個人情報開示決定通知書	様式第3号
法第82条第2項	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	様式第4号
法第83条第2項	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	様式第5号
法第84条	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	様式第6号
法第85条第1項	他の実施機関への開示請求事案移送書	様式第7号
法第85条第1項	開示請求者への開示請求事案移送通知書	様式第8号
法第86条第1項	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)	様式第9号
法第86条第2項	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)	様式第10号
法第86条	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	様式第11号

法第86条第3項	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	様式第12号	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項	諮問書（訂正決定等）	様式第30号
法第91条第1項	保有個人情報訂正請求書	様式第13号	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項	諮問書（利用停止決定等）	様式第31号
法第93条第1項	保有個人情報訂正決定通知書	様式第14号	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	様式第32号
法第93条第2項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	様式第15号	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項	諮問をした旨の通知書	様式第33号
法第94条第2項	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	様式第16号			
法第95条	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	様式第17号			
法第96条第1項	他の実施機関への訂正請求事案移送書	様式第18号			
法第96条第1項	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	様式第19号			
法第97条	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	様式第20号			
法第99条第1項	保有個人情報利用停止請求書	様式第21号			
法第101条第1項	保有個人情報利用停止決定通知書	様式第22号			
法第101条第2項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	様式第23号			
法第102条第2項	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	様式第24号			
法第103条	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	様式第25号			
令第22条第3項	委任状（開示請求用）	様式第26号			
令第29条において準用する令第22条第3項	委任状（訂正請求用）	様式第27号			
令第29条において準用する令第22条第3項	委任状（利用停止請求用）	様式第28号			
法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項	諮問書（開示決定等）	様式第29号			

付 則
(施行期日)

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(草津市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 草津市個人情報保護条例施行規則（平成18年草津市規則第10号）は、廃止する。

様式第1号（法第75条）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	(名 称)	(所在地)
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条所要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

様式第2号(法第77条第1項)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 宛

(ふりがな)

氏名 _____

住所または居所

〒 _____ 市 _____ () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Blank box for item 1]

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

アまたはイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> □閲覧 □写しの交付
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所または居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍簿本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他()

様式第3号(法第82条第1項)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)

[Blank box for item 1]

2 不開示とした部分とその理由

[Blank box for item 2]

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Blank box for item 3]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 開示を実施することができる日時および場所
期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間:
場所:
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 指定された個人情報の開示の日時が都合の悪い場合には、その旨を担当課まで連絡してください。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書の提出または提示が必要です。

様式第4号(法第82条第2項)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 開示をしないこととした理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(法第83条第2項)

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 延長後の期間 (日(開示決定等期限 年 月 日)), 延長の理由

様式第6号(法第84条)

文書番号
年月日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をすすめる期限	(年月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年月日

様式第7号(法第85条第1項)

文書番号
年月日

他の実施機関への開示請求事案移送書

(他の実施機関)

(実施機関)

年月日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名: 住所または居所: 連絡先: 法定代理人または任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(月日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所または居所
添付資料等	
備考	

様式第8号(法第85条第1項)

文書番号
年月日

開示請求者への開示請求事案移送通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年月日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課室名: 所在地: 電話番号:

様式第9号(法第86条第1項)

文書番号
年月日

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年月日

様式第10号(法第86条第2項)

文書番号
年月日

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

(第三者利害関係人)様

(実施機関)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第7条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

Table with 2 columns: Information field (e.g., 開示請求に係る保有個人情報の名称等) and Content/Date (e.g., 年月日, 適用区分, 適用理由).

様式第11号(法第86条)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年月日

(実施機関)宛

(ふりがな)

氏名または名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所または居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年月日付で照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

Table with 2 columns: Information field (e.g., 開示請求に係る保有個人情報の名称等) and Content (e.g., 開示についての御意見, 連絡先).

様式第12号(法第86条第3項)

文書番号
年月日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者)様

(実施機関)

(あなた、貴社等)から年月日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

Table with 2 columns: Information field (e.g., 開示請求に係る保有個人情報の名称等) and Content/Date (e.g., 年月日).

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号(法第91条第1項)

保有個人情報訂正請求書

年月日

(実施機関)宛

(ふりがな)

氏名

住所または居所

〒 ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

Table with 2 columns: Information field (e.g., 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日) and Content/Date (e.g., 年月日, 開示決定通知書の文書番号).

Form with numbered sections (1-5) for request details, including checkboxes for request type and personal information.

様式第14号(法第93条第1項)

文書番号
年月日

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号(法第93条第2項)

文書番号
年月日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号(法第94条第2項)

文書番号
年月日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年月日)
延長の理由	

様式第17号(法第95条)

文書番号
年月日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年月日

様式第18号(法第96条第1項)

文書番号
年月日

他の実施機関への訂正請求事案移送書

(他の実施機関) 宛

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名: 住所または居所: 連絡先: 法定代理人または任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所または居所 _____
添付資料等	
備考	

様式第19号(法第96条第1項)

文書番号
年月日

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課 室 名: 所 在 地: 電 話 番 号:
備考	

様式第20号(法第97条)

文書番号
年月日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関) 宛

(実施機関)

(他の実施機関)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第21号(法第99条第1項)

保有個人情報利用停止請求書

年月日

(実施機関) 宛

(ふりがな)

氏名 _____

住所または居所 _____

〒 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 口付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

- 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人
- 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください)
ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
(ふりがな)
イ 本人の氏名 _____
ウ 本人の住所または居所 _____
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()